

# 鎌倉市歷史的風致維持向上計畫

增補版(案)



## 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、  
わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、  
平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格  
を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を  
確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の  
充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもって  
これを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努め  
ます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意を  
もって接します。

# 目次

はじめに.....	1
1 本書の位置付け.....	1
2 中間評価・検討の流れ.....	2
3 中間評価の結果の概要.....	3
4 計画の見直しの考え方.....	5
5 本書の取扱.....	6
<b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項.....</b>	<b>7</b>
1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方.....	7
2 重点区域における事業.....	7
(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業.....	7
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業.....	7
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業.....	8
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業.....	8
(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業.....	8
3 事業一覧.....	10
(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業.....	10
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業.....	14
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業.....	20
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業.....	26
(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業.....	35
<b>鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更(案)新旧対照表.....</b>	<b>39</b>

## 用語の意味

1 この計画書では、本市の地勢や歴史、行政としての取組などを詳述する際、「鎌倉」という言葉が多用されることから、様々な場面において使われる「鎌倉」の意味を次のとおり定義する。

- (1) 鎌倉：それぞれの時代において「鎌倉」と呼ばれていた範囲
- (2) 鎌倉市：現在の鎌倉市域の範囲
- (3) 鎌倉地域：現在の鎌倉市における五つの地域（鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、たまなわ玉縄地域）のうち、鎌倉地域の範囲
- (4) 市：行政としての鎌倉市

2 次の用語については、法律等により定義されている。

- (1) 歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境  
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）」
- (2) 歴史的風土：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況  
「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）」
- (3) 風致：都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観  
「都市計画法及び都市計画運用指針 第 8 版（平成 27 年 6 月 4 日一部改正）」